

One for all, All for one!

～ 1自治体は圏域全体のため、圏域全体は1自治体のために ～

将来展望の実現

圏域人口の維持

地域経済の活性化

1 産業等の広域化による「選ばれる圏域づくり」

○それぞれの地域の強みを生かし、**都市力の集積**により魅力を高め、その情報を発信していく。また、学び育む環境づくりや地域産業の広域化及び雇用機会の拡充等により、圏域内で**学び、働き、暮らし続けられる「ダム機能」**としての役割を果たす。

- (例) ・創業支援、企業立地促進 ⇒ 圏域内の雇用創出による人口拡大 等
- ・移住・定住促進 ⇒ 地域の魅力を発信し定住・交流人口を拡大 等

2 相互補完による効率的な行政

○各市町村が単独ですべてのサービスを提供する「フルセット主義」から脱却し、**お互いの強みを活かし、弱みを補う**行政を展開する。また、**ICT活用を前提とした業務プロセスやシステムの共通化**を推進する。

- (例) ・地域防災・医療・保険体制の広域連携 ⇒ 相互補完的な支援・受援体制の構築、国保・後期高齢者医療事業の連携、広域医療・救急体制の推進 等
- ・ICT活用を前提とした業務効率化 ⇒ 自治体間ICTインフラ整備の推進 等

3 多様な主体間連携による相乗効果

○事業連携による「**スケールメリット**」を発揮し、**相乗効果（シナジー）**を生み出すとともに、若年層の減少により、経営資源としての人材確保がより厳しくなる中、**公・共・私**の**ベストミックスで社会問題を解決**し、圏域内の経済循環、住民サービス向上を促進する。

- (例) ・産業イノベーション・働き方改革 ⇒ 産学金官連携による新産業の創出、企業人材育成、高校生等就職支援 等
- ・6次産業化 ⇒ 圏域内の生産者等連携による販路開拓 等

自治体戦略2040構想研究会による報告を踏まえた、人口減少・少子高齢社会に起因する自治体行政の課題解決策を検討

■ 国の財政措置について

○連携中枢都市及び連携市町村の取組に対する包括的財政措置

【連携中枢都市（郡山市）に対して】

取組内容	措置項目	措置内容
ア 経済成長のけん引 イ 高次の都市機能の集積・強化	普通交付税	圏域の人口に応じて算定 (例)圏域人口75万人の場合、約2億円
ウ 生活関連機能サービスの向上	特別交付税	年間1.2億円程度を基本として、人口・面積等を勘案して上限額を設定

【連携市町村に対して】

取組内容	措置項目	措置内容
上記ウの取組に加え、アとイに資する取組	特別交付税	1市町村当たり年間1,500万円を上限

■ 「新たな広域連携制度（連携協約）」の特徴を活用

- ①政策面での基本的方針や役割分担を自由に設定 ⇒ **地域の実情に応じた政策目標**を定め特色を打ち出すことが可能
- ②別組織を作らない、簡素で効率的な仕組み ⇒ 事務組合等の設置が不要であり、**迅速に連携**することが可能

- ③市町村間で1対1の連携協約を締結 ⇒ 自治体ごとの特性・事情に応じて**柔軟に連携**することが可能
- ④首長間の合意及び議会の議決が必要 ⇒ **継続的に安定した連携**が可能